

ヘルスケアアパートメント東出雲

運営管理規程

1. ナーシングホームの目的

ヘルスケアアパートメント東出雲は、**居室 26 室・定員 27 名**の住宅型有料老人ホームです。

住宅型有料老人ホームとは、厚生労働省が定める老人福祉法第 29 条に規定された高齢者向けの生活施設の 1 つで、常時 1 名以上の高齢者を入居させて、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設です。

介護が必要になった場合、ヘルパー・訪問看護やデイサービスなど居宅サービス事業者と別途契約をして生活をするのが可能です。必要に応じて生活支援サービス、自費支援サービスを契約により提供いたします。

2. 施設概要および利用料金

- ・施設概要（別添資料）
- ・利用料金（別添資料）

3. サービス内容**及び費用**

当ホームでは 24 時間 365 日、有料老人ホームのスタッフが在駐して、さまざまな日常生活のサポートを行います。ご本人様らしい生活を送っていただけるよう、各人に個別のオリジナルプランをご提案します。

① 食事サービス（別紙「**食事契約書**」に基づき精算するものとします。）

毎日 3 食、食材を活かして、栄養バランスの摂れた食事を提供します。

形態食（刻み・ミキサー・とろみ）、治療食の方はご相談ください。

② 介護（看護）サービス

介護保険の認定を受けている方は、**介護サービス事業所と個々に契約し**居宅介護支援（ケアマネジャー）、訪問介護や訪問看護、デイサービスやデイケア、福祉用具レンタルなどの介護保険サービスをご利用いただけます。なお介護保険の適用を超えた場合には自費支援サービスを設けています。介護保険認定非該当（自立）の方は自費支援サービスがご利用になれます。

③ 生活**相談**サービス（「**利用料金表別紙**」参照）

生活**相談**サービスは必要に応じて提供されます。

（その費用は**管理費**に含まれています。ただし内容によっては有料となるものもあります。）

4. 医療を要する場合の対応

当ホームは、高齢者が何らかの慢性疾患を持っているケースが多いこと、あるいは、老化から病気にかかりやすい状況や環境にあることを考慮して、協力医の訪問による定期的な健康診断、受診・治療・入院などの健康相談に応じ適切な助言に努めます。

※医療機関と医療協力に関する協定を結んでいます。（別添資料）

5. 住所地特例について

- ・住宅型有料老人ホームは「住所地特例対象施設」（介護保険法第 13 条）です。
- ・当ホーム所在市以外にお住まいの方もご利用になれます。ただし、市外から引越しされる方は手続きが必要となります。

＊住所地特例の申請手続きお問い合わせ先

松江市役所 介護保険課

住所 島根県松江市末次町 86

電話 (0852) 55-5930

住民票を移転される方も手続きが必要です。

松江市役所市民課への転入届（入居 14 日以内）

6. ご入居に当たってご留意いただくこと

① ご面会・訪問について

- ・早朝、深夜、他の入居者のご迷惑となる時間帯は、ご遠慮願いますようお願い申し上げます。
- ・友人、知人の方の訪問におかれましては、事前にご一報くださいますようお願い申し上げます。ご本人様のご了承を得られない場合は、安全確保の観点から面会をお断りさせて頂く場合もございますことをご了承下さい。

② 外出・外泊について

- ・外出、外泊もできますが、服薬管理などのため 2 日前までにはご連絡下さいますようお願い致します。

※ 食事サービスをご利用の方は、3 日前までにご連絡頂けないと費用がかかりますのでご注意ください。

③ 共用部分のご利用について

- ・食堂、談話室：食事以外の時間帯もご利用は自由です。読書や歓談などお楽しみ下さい。
- ・浴室：予約や時間割にて日時指定となります。
- ・事務窓口時間：午前 9 時～午後 6 時（介護員等は 24 時間在駐）

7. 入居賃貸借契約の解除

ご本人様が以下の項目のいずれかに該当する場合、運営会社から賃貸借契約解除せざるを得ない場合がございます。

1. 本人様の心身状況の変化により、当ホームでの共同生活や日常生活が困難であると判断させて頂いた場合。
2. 認知症の症状等により、ご契約の介護事業者や医師等が、介護の質・量ともにホームで生活できる範囲を越えると判断し、指示又は報告を頂いた場合。
3. 入居後、ご本人様の心身状況の変化により、医療処置への依存度が高く、医学的管理項目が頻繁になり、ご契約の介護事業者や医師等が、ホームでお世話させて頂く範囲を超えると判断し、指示又は報告を頂いた場合。
4. 入院もしくは長期外泊などで、実態として当ホームに住まわれなくなって1カ月以上を経過した場合。

※ 契約解除には以下の手続きを経て行うものとする。

1. 医師の意見を聴く。
2. 本人又は身元引受人等の同意を得る。
3. 一定の観察期間を設ける。（1カ月程度）

8. 持ち込み品・使用制限について

居室は生活の場ですので、慣れ親しんだ家具等をお持ち頂くことが出来ます。ただし安全面から、下記の品物の居室への持ち込みをお断り申し上げます。

ご家族様やご来訪者においても同様をお願い申し上げます。

① 火気（ストーブ、ライター、線香等）

② タバコ、アルコール類

管理者がお預かりし、指定場所でお楽しみいただきます。

ご家族様や来訪者の方も、指定場所でお楽しみください。

③ 傷みやすい食品（なまもの等）

差し入れの場合、スタッフにお申し出いただきます。

残さずその日中にお召し上がりください。

④ 刃物、ポット類

自己管理が困難と判断させて頂いた場合には、生活、自費支援サービスにて管理いたします。

⑤ 携帯電話

共用部分でのご使用は、禁止いたします。各自の居室内に限らせていただきます。

9. 記録の保存

ご入居者様のご利用状況における記録等（個人ファイル、利用料の受領書、活動記録票、サービス提供票、サービス提供状況報告書）は、介護保険請求及びサービス提供の関係者に必要な情報提供以外は、個人情報保護法に基づき本社にて管理するものとする。（保存期間は5年間とする。）

10. 個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報保護法の趣旨のもと、以下の体制で個人情報を管理します。個人情報保護法に従って、社内体制を整備し、従業員から個人情報の守秘義務の誓約書を取得します。

1. 個人情報の利用を業務上必要な社員だけに制限し、個人情報保護のための予防措置を講じます。
2. 当社は、あらかじめ本人の許諾なく、個人情報を第三者に提供いたしません。
3. 当社は、ご入居者様の同意がない限り、個人情報を第三者に開示いたしません。但し、以下の場合は除きます。
 - A、法令に基づき裁判所や警察等の公的機関から要請があった場合
 - B、法令に特別の規定がある場合
 - C、ご入居者様や第三者の生命・身体・財産を損なうおそれがあり、本人の同意を得ることができない場合
 - D、法令や当社のご利用規約等に反する行動から、当社の権利、財産を損なう危険があり、本人の同意を得ることができない場合。

11. 身体拘束について

当ホームでは、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

（緊急やむを得ない場合）

1. 自傷行為が極めて著しく、身体の安全を脅かす恐れのある場合。
2. 自殺行為を行う可能性がある場合。
3. 異常興奮、暴力行為が極めて著しく、通常の対応では他のご入居者様の安全が損なわれる可能性が高い場合。

※ 上記の場合、ご本人の理解が難しい状況にあれば、ご家族に連絡を取り、説明のうえご理解をいただいての処置とします。

※ 緊急やむを得ず実施した場合の記録は5年間保存します。

12. 運営懇談会について

施設長、職員及び、入居者代表により組織する運営懇談会を設けるとともに、入居者のうち、要介護者等についてはその身元引受人等に対し、出席を呼びかけ、施設関係者及び入居者以外の第三者を（民生委員等）加えて、入居の状況やサービスの提供の状況等を参加者に報告・説明し、入居者の要望や意見を運営に反映します。

（年 1 回予定）

持ち物類	A 様の参考例です
看護サマリー 介護サマリー	病院から移って来られた場合 老健などからお引越された場合
健康保険証	コピーまたは原本をお預かり（自費サービス・預り証発行）
医療受給者証	コピーまたは原本をお預かり（自費サービス・預り証発行）
介護保険証	コピーまたは原本をお預かり（自費サービス・預り証発行）
お薬	14 日分をお預かり（自費サービス）
印鑑（認印）	お預かり（自費サービス・預り証発行）
お小遣い	お預かり（自費サービス・預り証発行）
着替え	季節の物と上着、寝巻き 衣替えの時期にご家族で入替え
タオル	バスタオル5～6 枚 フェイスタオル5～6枚
入浴セット	洗体タオル、石けん、シャンプー・リンス、洗面器、石けんケース
洗面用具	うがい用コップ、歯ブラシ、歯磨き粉
	必要時：義歯洗浄剤、義歯ケース、ガーグルベース
整容用具	ハンドソープ、石鹸、ブラシ、電気かみそり、爪きり
排泄用具	トイレットペーパー
	必要時：オムツ、お尻ふき、陰洗ボトル、ポータブルトイレ
洗濯セット	洗剤、洗濯ネット（特大）、洗濯物入れカゴ
寝具	布団セット
	必要時：ラバーシーツ
掃除用具	トイレブラシ、トイレクリーナー、トイレ洗剤
	クイックルワイパー、替ロール
室内履き	室内用のくつ（スリッパは転倒の恐れがあるためご遠慮下さい）
家具	テレビ（地デジ対応）、防災カーテン、ゴミ箱、ハンガー、イス、電気スタンドなど ＊消防法により、カーテンや絨毯は防災タイプをご用意ください。
介護用品	介護ベッド、車椅子等は介護事業者からレンタル
その他	必要時：使い捨て手袋、補聴器、杖、嗜好品、お食事自助具
＊持ち物全てに、フルネームをご記入のうえお持込みください。 ＊ご本人様の固有のお品物は、ご相談ください。 ＊お持ち込みの品は全て自己管理となり、紛失・破損・怪我・事故に関しまして一切の責を負いかねます。ご了承ください。	

